

委員会提出議案第 6 号

保育料全面無償化に向けた補助を求める意見書

地方自治法第 1 0 9 条第 6 項の規定に基づき、上記の議案を別紙のとおり提出します。

令和 7 年 9 月 3 0 日

岩倉市議会議長 須 藤 智 子 様

提出者 厚生・文教常任委員会
委員長 水 野 忠 三

保育料全面無償化に向けた補助を求める意見書

現在保育料は、非課税世帯は無償とされ、また本市では、所得制限や同時在園の要件に基づき、在園第2子半額、在園第3子無償といった制度を導入している。これらの施策により一定の負担軽減は実現出来ているとの反響もあるが、その一方で第1子の卒園や転園などにより「同時在園」の要件を満たさなくなった家庭では、急激に保育料負担が増大するなど、制度の谷間に置かれる事例は少なくない。

市内の保育園児の保護者で構成される団体、岩倉市立保育園父母の会連絡会によるアンケート調査では、第1子の卒園後に第2子の保育料が満額となり家計に大きな影響を受けたとの声が多数寄せられており、58.2%の保護者が今後の費用面に不安を抱えていると回答している。こうした経済的不安から第2子以降の出産をためらう家庭も過半数を占めており、少子化対策の観点からも看過できない状況である。

その一方で、県内他市町村では、0～2歳児の保育料無償化を導入し始める動きが見えている。

例えば、隣接している小牧市では令和5年度から市の独自施策として0～2歳児までの保育料が無償化され、田原市では令和6年度から、認可保育園・認定こども園を利用する0～2歳児について、所得や出生順位にかかわらず保育料と給食費を一律無償とする制度を導入している。

こうした取り組みは子育て世帯への経済的支援をより広く実現し、安心して子どもを産み育てられる環境づくりに直結しているが、その一方で、市町村単独での実施には大きな財政負担を伴い、財源に乏しい市町村では導入が困難である。

出生率低迷が続く中、子育て世帯の経済的支援は本来、全国のかつ公平に行われるべき施策であり、自治体ごとの財源格差によって制度の有無や内容が左右されるべきではない。少子化対策を広域的に推進するためにも、国として市町村が実施する保育料無償化に向けた施策を支援することが不可欠である。

よって、岩倉市議会は、子育て世帯の経済的負担を軽減し、安心して子どもを産み育てられる環境を整備するため、国において、保育料の無償化に向けた補助を実現することを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和 年 月 日

岩倉市議会

提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、内閣官房長官